

高圧ガス容器を車両に積載して運搬する場合のチェックリスト

チェック項目	可燃性ガス (LPガス、アセチレン、 水素など)	酸素	不活性ガス (窒素、炭酸ガス、 アルゴンなど)
40°C以下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
転落・転倒防止措置※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
警戒標の掲示※2※3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
消火器、工具、イエローカードの携行※2※4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
消防法危険物との混載禁止※5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
バルブの向き	<input type="checkbox"/> 可燃性ガスの容器のバルブと酸素の容器のバルブが向き合わないこと		<input checked="" type="checkbox"/>

※1：毒性ガスを運搬する場合は、木枠又はパッキンを施す必要があります。

※2：内容積が25L以下の容器のみを積載する場合で、内容積の合計が50L以下である場合は不要。

※3：毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げるものを5,000kg以上運搬する場合は、『毒』の標識を掲げる必要があります。

※4：毒性ガスを運搬する場合は、前ページの防災工具のほかに、保護具(防毒マスク、空気呼吸器、保護手袋など)、布類・ポリエチレンシート等、パケツ、消石灰、防災キャップを携行する必要があります。

※5：混載可能なものもありますが、できる限り混載しないことが望ましい。

高圧ガス容器が破裂すると、飛散した破片でケガをしたり、車両が損傷したりします！



腐食が著しく進行し破裂のおそれのある高圧ガス容器



破裂した高圧ガス容器

高圧ガス容器から可燃性ガスが噴出すると、引火して火災・爆発の危険があります！



溶栓から噴出したアセチレンガスに着火した様子

- 多量の高圧ガスを運搬する際の基準については、高圧ガス販売店や県環境保全課にお問い合わせください。
- 不要になった高圧ガス容器は、販売店に引取りを依頼しましょう。長期間放置しておくと、腐食等による破裂事故のおそれがあります。

高圧ガス容器の運搬はルールを守って安全に！

少量でも高圧ガス容器を運搬するときは、高圧ガス保安法で定められた「移動」の基準を守る必要があります。

高圧ガス運搬時の取扱いを誤ると、歩行者や周囲の車両、近隣住民を巻き込む重大事故につながります！

台車や人の手で運搬する場合

粗暴な取扱いは禁止

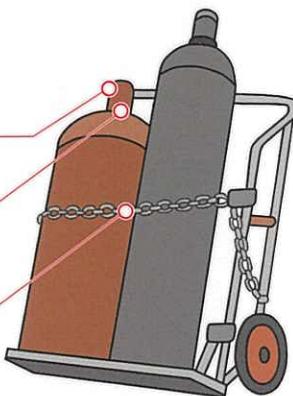
容器やバルブが損傷し、ガスが漏えいするおそれがあります！

台車で運ぶ際の注意点

保護キャップを装着
バルブの破損防止

圧力調整器を外す
運搬時の破損防止

チェーンをかける
転落防止に十分注意する



手で運ぶ際の注意点

容器をわずかに傾け、底のふちで転がす。

容器を引きずったり、横に転がしたりしない

※バルブを上にして運ぶ。
保護キャップを装着する。
地面が平坦か確認する。

容器の温度は常に40°C以下に

高温になると内圧が高くなり、破裂の危険があります！

カバーなどにより容器が直射日光を受けないようにしましょう



使用中や保管時も気をつけましょう！



使用場所では換気に注意！

ガスが漏えいすると、酸素濃度が低下して窒息する危険性があります。



喪失・盗難に注意！

保管場所を決めておき、使用後は必ず保管場所に戻しましょう！

保管時は容器の腐食に注意！
湿気や水滴など腐食しやすい環境を避けましょう。



使用していない容器を放置しない！
高圧ガスを使用しなくなったら、販売店に連絡し、容器を返却しましょう。



車両に積載して
運搬する場合

✓ 容器の温度は常に40°C以下

高温になると内圧が高くなり、破裂の危険があります！



夏場の車内に長時間放置しないようにしましょう！

カバーなどにより容器が直射日光を受けないようにしましょう！

✓ バルブが向き合わないように積載

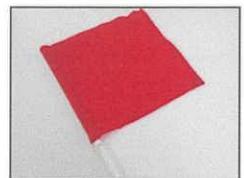
可燃性ガスと酸素が同時に漏えいすると、発火しやすく、炎が大きくなります。

可燃性ガスの容器のバルブと酸素の容器のバルブが向き合わないようにしましょう！



✓ 消火器・防災工具・注意事項を記載した書面（イエローカード）を携行※

防災工具



赤旗



メガホン



ロープ
(15m以上のもの2本以上)



懐中電灯



漏えい検知剤



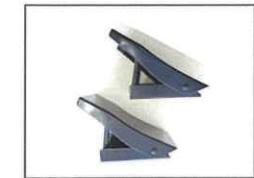
定期的に点検とともに、緊急時に使用できるよう訓練しておきましょう！

ケガや液化ガスによる凍傷を防ぐ



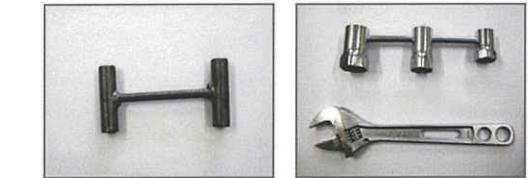
革手袋

車両が動かないようにする



車輪止め
(2個以上)

ガスの漏えいを止める



容器バルブ開閉用ハンドル
容器バルブグランドスパン
又はモンキースパンナ

イエローカード



※内容積が25L以下の容器のみを積載する場合で、内容積の合計が50L以下である場合は不要

●毒性ガスを運搬する場合は、このほかに以下の対応が必要です。

- ・容器に木枠又はパッキンを施す
- ・保護具（防毒マスク、空気呼吸器、保護手袋など）、布類・ポリエチレンシート等、バケツ、消石灰、防災キャップを携行する
- ・毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げるものを5,000kg以上運搬する場合は、『毒』の標識を掲げる

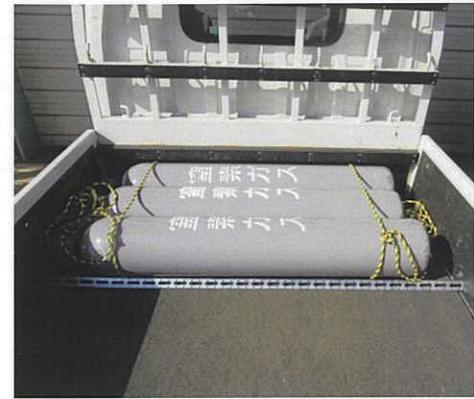
✓ 転落・転倒の防止

走行中に容器が転落・転倒し、容器やバルブが損傷すると、ガスが漏えいするおそれがあります！

運搬時の固定方法の例



液化ガスやアセチレンガスは立積みとし車両の前方に寄せ、ロープやベルトで確実に固定しましょう！



圧縮ガスは横積みとし、車両の前方に寄せ、木枠や角材、緩衝材等により確実に固定しましょう！



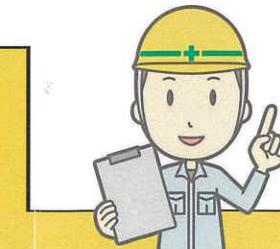
側板の固定金具が確実に掛かっているか確認しましょう！

✓ 原則、消防法危険物とは混載できません



混載が可能な組合せか確認しましょう！

✓ 警戒標を車両の前後に掲示※



運搬前に裏面のチェックリストで確認しましょう！